
第四次御殿場市国土利用計画

令和 8 年 3 月

静岡県御殿場市

第四次御殿場市国土利用計画 目次

前文	1
第1章 市域における国土の利用に関する基本構想	2
1 市域における国土利用の基本方針	2
2 市域における国土利用の基本構造	4
3 利用区分別の国土利用の基本方向	6
第2章 市域における国土の利用目的に応じた 区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	9
1 市域の国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
2 地域別の概要	11
第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要	15

前 文

「第四次御殿場市国土利用計画」は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、御殿場市の市域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画であり、本市における土地利用行政の指針となるものです。

本計画は、平成28年から始まった「第三次御殿場市国土利用計画」が令和7年に終了したことに伴い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえながら、「第五次静岡県国土利用計画」を基本とするとともに、『第五次御殿場市総合計画』に即したものとして新たに策定したものです。

なお、本計画は、今後の市域における国土の利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じ、見直しを行うものとします。

第1章 市域における国土の利用に関する基本構想

1 市域における国土利用の基本方針

国土利用計画法では、国土利用の基本理念を「国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。」と定めています。

また、令和7年6月に策定した第五次御殿場市総合計画基本構想では「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」を本市の将来都市像とし、雄大な富士山の恵みである豊かな自然環境を守り育て、郷土に愛着と誇りを持ちながら住み続けられる「御殿場らしいぬくもりのある人づくり・まちづくり」を進め、多様な考え方を受け入れながら、未来へ向けて持続的に発展していくまちを目指しています。

本計画では、国土利用の基本理念及び御殿場市総合計画基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、新東名高速道路の開通により一層向上する交通ネットワーク上の優位性を生かしつつ、富士山と箱根外輪山に抱かれた豊かな自然環境、農林業、都市機能等が調和した、秩序ある土地利用を図ることとし、その基本方針を次のとおり定めます。

① 豊かな自然環境と共生する美しく快適なまちづくり

富士山や箱根外輪山の恵みである豊かな水資源や森林などの自然環境を守り育て、市民や企業とともにその保全に努めるほか、美しい景観の形成など自然環境を生かした魅力づくりに努めます。また、秩序ある土地利用や効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境・美しい都市景観の形成に努めることにより、自然と共生した未来へつなぐ都市の構築を図り、だれもが快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

② 災害に強い安全なまちづくり

富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などによる災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、だれもが安全で安心して暮らすことができるよう、災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、災害のおそれのある土地の範囲を周知し、強さとしなやかさを備えたまちづくりを推進します。また、台風・集中豪雨等の激甚化する風水害への対策として、森林の整備や河川改修、土砂災害対策施設の整備、防災講座の開催など、市民や流域自治体を含む関係者が一体となった治山治水対策を推進します。

③ 人が集い活力あふれるまちづくり

交通条件の優位性を生かし、新たな産業用地の創出と企業の誘致を図るほか、農地や森林の適正な管理、豊かな自然環境を生かした滞留型観光の促進などにより、交流人口の増加と活力あるまちづくりを推進します。

④ 皆で築くまちづくり

国土は限られた資源であるとともに、生活や生産など諸活動の共通の基盤であることから、市民及び産官学金労言などの協働によるまちづくりを推進します。

2 市域における国土利用の基本構造

本市は、東の箱根外輪山と西の東富士演習場及びその外縁部の樹林地によって囲まれた豊かな自然環境の中で人々の生活が営まれ、東西方向の国道 138 号、南北方向の国道 246 号などの道路網が広域交通の軸として機能しています。

こうした都市の骨格に加えて、住宅用地や商工業用地などの都市的土地利用と、農地（田・畑）や森林などの自然的土地利用の調和、円滑な広域交通と域内交通を図る交通網の整備を念頭に置き、将来の国土利用の基本構造を次のように考えます。

〔都市的土地利用地域〕

市の南北に位置する市街化区域は、住居系の土地利用を中心に、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とします。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき地域ですが、高速道路インターチェンジ周辺や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）沿道などについては、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、交通利便性を生かした土地利用を計画的に誘導します。また、国道138号、（都）御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図りつつ、沿道利用サービスの向上を目指します。

これまでも本市の中心市街地の拠点として機能してきた J R 御殿場駅周辺を都市拠点に位置づけ、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致に努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、ゆとりの暮らしゾーンに位置づけ、緑豊かな生活地域として形成を図ります。

国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部を、豊かな暮らしゾーンに位置づけ、ゆとりある居住環境の確保や景観に配慮した市街地の形成に努めます。

西部に広がる現在の工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える地域として、工業ゾーンに位置づけ、産業振興を目的に周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図ります。

また、御殿場市役所及び各支所周辺（富士岡、原里、玉穂、印野、高根）を地域拠点に位置づけ、周辺の自然環境との共生を図りながら、既存集落地内で安心して生活できる拠点の形成を目指します。

〔自然的土地利用地域〕

都市的土地利用地域を取り囲む樹林地は、自然環境保全ゾーンに位置づけ、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

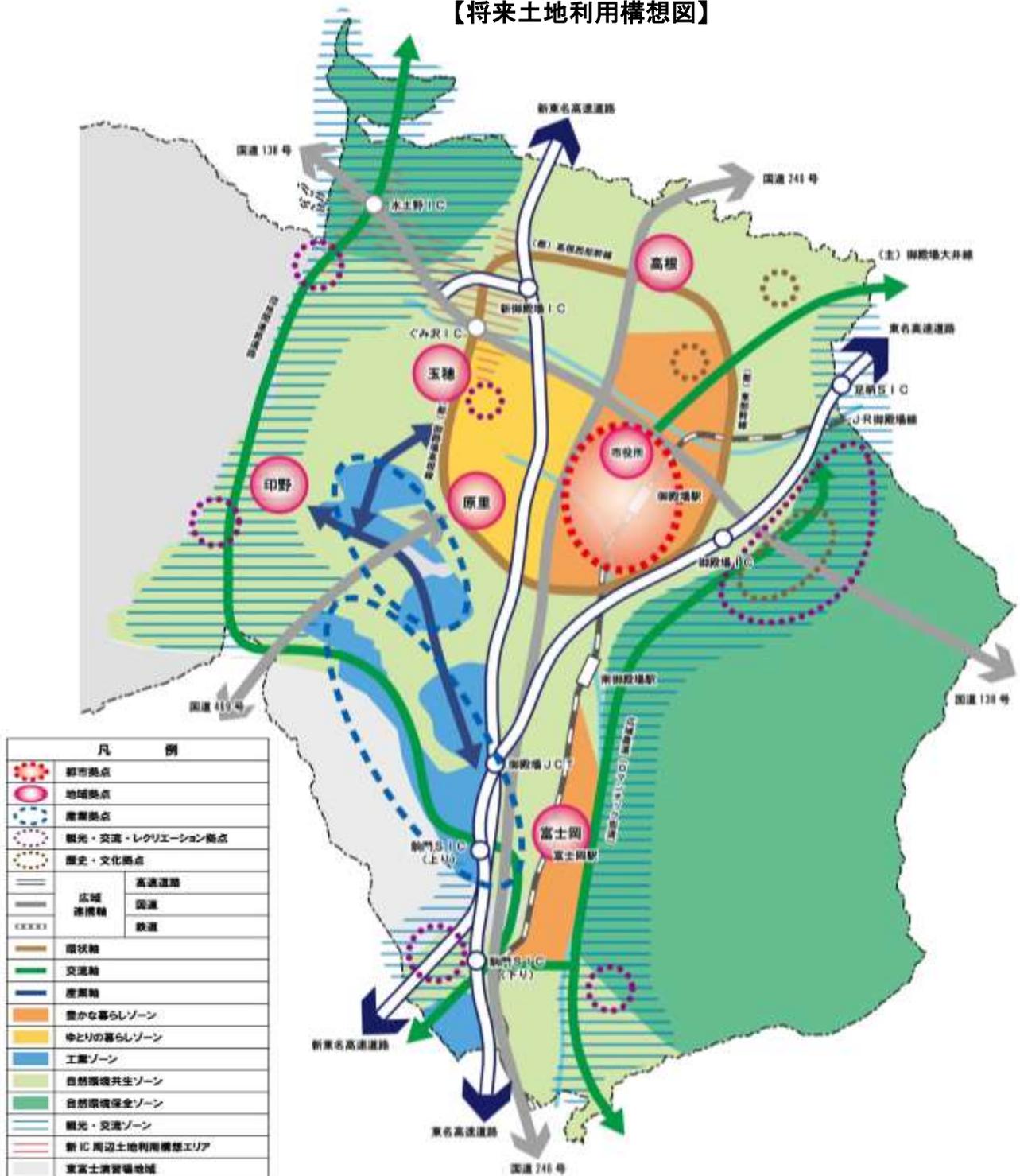
市内全域に広がる田園地帯は自然環境共生ゾーンに位置づけ、優良農地を保全し、農地の集積・集約化を推進するとともに、自然環境に触れ合うことのできる場や居住空間の形

成を図ります。

景観構成上重要な富士山や箱根外輪山、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地は、都市の骨格を構成する緑地として保全しながら、観光・交流・保養などの観点で有効な活用を図る地域とします。広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）の沿道は、観光・交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図ります。

これらを概念として示したものが、将来土地利用構想図です。

【将来土地利用構想図】



3 利用区分別の国土利用の基本方向

各土地利用区分別の国土利用は、国土利用の基本方針に基づき、以下の基本方向により努めていくものとします。

(1) 農用地

農用地は、面積が減少傾向にあるものの、生産性や収益性の高い農業を確立することを目指した土地利用を図ります。特に、農業振興地域内の農用地は、環境との共生を考慮しながら、ほ場整備事業など農業基盤の整備を進め、多様な担い手への農地集積・集約化による規模拡大を図り、耕作放棄地の発生抑制に努めます。また、環境負荷の軽減と省力化による持続可能な農業の展開を図ります。

既にほ場整備などにより集団化された優良農地は、今後も積極的に保全し、米や水かけ菜の栽培など、地域の特性にあった利用を促進します。

また、農業振興地域における都市的土地利用の拡大による農地と宅地の混在化を防止するため、保全する農地を明確化し、計画的な土地利用を図ります。

さらに農用地は、保水・遊水機能、緑空間形成などの公益的機能を有しており、これらの機能を十分に加味した計画的な配置を行います。

(2) 森林

森林は、木材生産機能のほか、水源のかん養、土砂災害防止、保健休養、生活環境保全、良好な景観形成など多様な公益的機能を有していることから積極的に保全します。特に市街地及びその周辺に位置する森林は、良好な生活環境を確保する上で貴重であり、緑地としての保全、整備を図ります。

さらに、自然保護を基本として、自然との触れ合いの場や市民の憩いの場、学習の場、交流の場など多目的な利用を図ります。

また、森林の荒廃を抑制するため、森林整備や地場産材活用の推進などにより林業の振興を図り、森林の適正な管理を促進します。併せて、景観的に美しく、自然災害を未然に防ぎ、災害にも強いとされる植生への転換を進めます。

東富士演習場隣接地域の森林は、公益的機能及び周辺の土地利用に配慮しつつ、その利用に関し総合的かつ計画的に調整を図ります。

箱根外輪山山稜部などの原生的な森林や多様な動植物が生息している森林についてはその適正な維持・管理に努めます。

(3) 原野

本市の都市計画区域内に現存する原野は、低・未利用地と考えられることから、今後、有効利用を検討します。

(4) 水面、河川、水路

河川は、治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、自然環境の保全、創出に努め、市民に親しまれる水辺環境の整備を進めます。

農業用水路については、生産性や収益性の高い農業の確立を目指し、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。

また、生活排水などによる河川の汚濁を抑制するため、公共下水道や農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置の推奨などにより、良好な水質の保全確保に努めます。

(5) 道路

道路は、増大する交通量进行处理するほかに、地域間の交流・連携の促進や土地利用の誘導など多様な機能を担い、まちづくりに大きく影響する都市施設であることから、それぞれの交通の目的と需要に応じて、適切に配置、整備します。その整備に当たっては自然環境や生活環境の保全に十分留意します。

また、地域の特性を踏まえた生活道路の整備にも努めます。

安全で快適な市街地形成を図るため、防護柵などの設置による歩行空間の確保やユニバーサルデザインの導入など歩行者に配慮したゆとりと潤いのある道路整備を進めます。さらに、道路は、火災時の延焼防止や避難路といった防災機能、公共・公益施設の収容機能などを有しており、これらを加味した整備を進めます。

農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るため、農林道の整備を進めます。

(6) 宅地

① 住宅地

住宅地は、今後予想される人口の動向、空き家の状況に対応しつつ、居住環境の改善を念頭に道路、公園などの都市基盤整備を計画的に進め、ゆとりと潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を図ります。住宅地の個性を保全、育成していくため、それぞれの地域が持つ屋敷林や小河川など、個性ある環境条件を景観形成に反映していきます。

② 工業用地

工業用地は、本市の持つ豊かな自然環境や交通条件の優位性を生かした御殿場にふさわしい企業の誘致を図りつつ、騒音、振動、地下水汚染などの環境上の問題が発生することがないように、周辺環境への配慮と調和に努めます。また、東名高速道路駒門スマートインターチェンジ周辺や新東名高速道路新御殿場インターチェンジ周辺及び市内幹線道路沿道を生かした工業・産業用地の形成を図ります。

③ 商業・業務用地

JR御殿場駅周辺は、本市の中心商業業務地として、無電柱化や歩道のバリアフリーに配慮した環境整備を進め、商業業務施設、公共公益施設の集積・維持保全を図ります。

各地域の住宅地の中心などに形成されている小規模な商業地は、周辺住宅地の日常生活

のサービス施設として、また地域の核としての整備を促進します。

国道 246 号や国道 138 号、国道 469 号などの幹線道路沿いに立地する商業施設は、地元商店街との共存、道路景観への配慮を図りつつ計画的な立地を誘導します。

(7) 公用・公共用地

文教施設、厚生・福祉施設、公園・緑地などは、市民生活上重要な機能を果たすものであり、環境保全と体系的配置に留意して、必要な用地確保を図ります。

またこれらの施設は、災害時の都市防災機能にも配慮し、計画的に配置します。

公園・緑地については、適正な維持管理に努め、必要に応じて量的拡大や質的向上を図ります。

(8) 東富士演習場等防衛施設用地

東富士演習場などの防衛施設の用地については、自然環境、生活環境との調和を図るとともに、地元権利者などとの総合的な調整を図っていきます。

(9) 富士山

世界遺産に登録された富士山は、貴重な動植物の生息の場であるとともに美しい風景地であることから、自然環境の保全を積極的に進めます。また、まちの借景として良好な市街地景観形成への有効利用を図ります。

第2章 市域における国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

及びその地域別の概要

1 市域の国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次及び計画の基礎

計画の目標年次は令和17年（中間年として、令和12年も設定する。）とし、基準年次は令和8年とします。また、土地利用の基礎的な前提条件となる人口及び世帯数は以下のとおりとします。

項目	現況（基準年）	目標年次	
	令和7年 (2025年)	中間 令和12年 (2030年)	目標 令和17年 (2035年)
人口※1	83,142	82,000	81,000
世帯数※1	37,831	40,000	42,000

※1：第五次御殿場市総合計画より

(2) 規模の目標

土地利用区分は、農用地、森林、原野、水面、道路、宅地及びその他の7区分とします。

利用区分毎の規模の目標については、利用区分毎の土地利用の現況と変化についての検討及び将来における人口、産業の見通しに基づき、将来の都市活動の拡大に要する土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとします。

なお、次頁の数値については、今後の人口の動向や社会経済情勢にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

土地利用区分の目標

単位：ha

地目	令和6年		令和12年		令和12年 －令和6年	令和17年		令和17年 －令和6年
	面積	構成比	面積	構成比		面積	構成比	
(1) 農用地	1,810.0	9.3%	1,720.9	8.8%	▲ 89.1	1,651.8	8.5%	▲ 158.2
農地	1,810.0	9.3%	1,720.9	8.8%	▲ 89.1	1,651.8	8.5%	▲ 158.2
採草放牧地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0%	0.0
(2) 森林	10,928.3	56.1%	10,854.4	55.7%	▲ 73.8	10,801.4	55.4%	▲ 126.8
(3) 原野	3,250.1	16.7%	3,234.8	16.6%	▲ 15.3	3,221.4	16.5%	▲ 28.7
(4) 水面等	(225.3)	1.2%	226.9	1.2%	1.6	228.1	1.2%	2.8
水面	(19.2)	0.1%	19.2	0.1%	0.0	19.2	0.1%	0.0
河川	(123.4)	0.6%	123.4	0.6%	0.0	123.4	0.6%	0.0
水路	(82.7)	0.4%	84.3	0.4%	1.6	85.5	0.4%	2.8
(5) 道路	(794.9)	4.1%	798.0	4.1%	3.0	805.8	4.1%	10.9
一般道路	(693.0)	3.6%	695.6	3.6%	2.6	703.2	3.6%	10.2
農道	(91.1)	0.5%	91.6	0.5%	0.4	91.8	0.5%	0.7
林道	(10.8)	0.1%	10.8	0.1%	0.0	10.8	0.1%	0.0
(6) 宅地	(1,689.8)	8.7%	1,733.5	8.9%	43.8	1,770.3	9.1%	80.5
住宅地	(990.5)	5.1%	1,012.7	5.2%	22.2	1,031.2	5.3%	40.7
工業用地	(183.6)	0.9%	197.0	1.0%	13.3	211.8	1.1%	28.2
その他の宅地	(515.6)	2.6%	520.9	2.7%	5.3	522.6	2.7%	7.0
(7) その他	(791.7)	4.1%	921.5	4.7%	129.7	1,011.2	5.2%	219.5
合計	19,490.0	100.0%	19,490.0	100.0%	0.0	19,490.0	100.0%	0.0

※ () は、令和5年数値

2 地域別の概要

ア. 地域の区分は、本市における歴史的成立過程及び土地利用状況、人口、産業などの自然的、社会的諸条件を考慮して、御殿場地域、富士岡地域、原里地域、玉穂地域、印野地域、高根地域及びその他の地域の7区分とします。

地域名	面積 (ha)
御殿場地域	1,706
富士岡地域	1,338
原里地域	1,647
玉穂地域	768
印野地域	524
高根地域	1,153
その他の地域	12,354
計	19,490



イ 令和17年における地域区分ごとの国土利用の目標は次のとおりとします。

① 御殿場地域

箱根外輪山から市街地周辺部にわたって位置する農用地は、生産環境の保全を第一に考えつつ、自然環境と触れ合える場、人々が集うことのできる憩いの場の創出を図ります。

森林は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、秩父宮記念公園や御殿場プレミアム・アウトレット、(仮称)富士山の恵み産業パークなどの観光資源との連携を視野にいれた観光・交流・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、公共交通事業者と協力して、滞在型の観光客の誘致、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。また、富士山への登山者や大規模集客施設などに来訪する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

市街化区域内に集積する宅地は、良好な住環境に恵まれた中で人々が日常生活を営むことができるよう計画的な住宅市街地の形成を図ります。また、交通の利便性の向上などによる中心市街地の活性化や、景観に優れた環境を創出するため、用途地域の見直しや地区計画などの導入を検討します。

JR御殿場駅を中心とした地区は、都市拠点に位置づけ、交通利便性の高い地域として、街路事業などにより道路・広場などを整備し、併せて商業・業務機能や居住環境の向上とともに集客性の高い公共施設の整備にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる魅力的な拠点を目指します。また、「バリアフリー基本構想」に基づき、道路・建物などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。

新東名高速道路新御殿場インターチェンジ周辺等は、立地業種の規制などにより土地利用誘導を図るとともに、看板の規制、敷地の緑化、建築物の省エネなどを促進し、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮した計画的な土地利用誘導を図ります。また、国道 246 号や国道 138 号等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図ります。

② 富士岡地域

市街地周辺部に位置する農用地は、農業生産性の向上に努めながら、御殿場らしいのどかな景観の維持を図ります。

箱根外輪山の森林は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携等を意識し、観光資源としての活用を推進します。これまでの利用間伐やまちづくり活動の実績を踏まえた事業を進めていきます。

また、自然に恵まれた黄瀬川などの河川については、治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、点在する周辺の湧水池の保全などと併せ、緑化や動植物の保護、水質の保全など親水空間の創造に努めます。

隣接する裾野市や本市中心部との連携の強化及び地域全般に渡るアクセス性を向上させるため、南北方向の道路（神山深良線）整備と併せて東西方向の道路整備についても進めていきます。

市街化区域内に集積する宅地は、計画的な都市基盤整備などにより良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。

また、地域拠点である市役所富士岡支所等の公共施設や J R 富士岡駅については、地域生活を支える機能の維持・充実を図ります。J R 南御殿場駅・県合同庁舎とその周辺地区、J R 富士岡駅西側、神山平、富士見原などについては、農業的土地利用との調整を図りつつ、移住・定住促進に向けて地区計画制度、優良田園住宅制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

また、広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）の沿道は、観光・交流ゾーンに位置づけ、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図り、周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、御殿場高原時之栖などの既存の観光資源と新たに整備される施設の連携も視野にいたした観光・交流・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。さらに、観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊性の向上を図ります。

③ 原里地域

御殿場地域から連担する中心市街地では、居住機能と商業業務機能の融和を目指すとともに生活利便性の高い良好な住環境の形成を目指します。

国道 246 号以東の市街化区域は、計画的な都市基盤整備などにより人々が快適かつ安全に暮らすことができる居住地の形成を図ります。

市役所原里支所を中心に広がる既存集落地は、公共公益施設をはじめとした都市機能施設が多いことから地域の中心的な拠点に位置付け、農業環境や自然環境との調和を図るとともに、地区計画制度、優良田園住宅制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

友愛パーク原里や友愛パーク朝日、今後整備予定の（仮称）原里市民の森などの交流・レクリエーション施設については、施設相互の連携強化を図ることで地域住民の交流・憩いの場としての機能をより一層強化します。

夏刈南部工業団地、板妻南工業団地や今後新たに整備を行う工業団地については、市街化区域への編入と併せ地区計画制度の活用や（都）神場板妻線等周辺道路の整備により計画的な開発を促進するとともに、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置や公園緑地の整備等により周辺環境との調和を図ります。（都）御殿場高根線の外側に広がる優良農地については、農業生産性の向上に努めながら、御殿場らしいのどかな田園景観の維持を図ります。

④ 玉穂地域

地域西部の樹林地、農用地、河川においては、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を持つことから、その豊かな自然環境、生産環境の維持・保全を図ります。

国道 246 号以東に位置する市街化区域は、計画的な都市基盤整備などにより良好な住環境に恵まれたゆとりある居住地の形成を図ります。

市役所玉穂支所を中心に広がる既存集落地は地域拠点に位置づけ、生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実を図り、自然環境や農業環境と調和した生活環境の形成を図ります。また、地区計画制度、優良田園住宅制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

国道138号、（都）御殿場高根線等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図ります。

陸上競技場・体育館、市民交流センター「ふじざくら」や新たに建設される図書館等は、市民がスポーツや生涯学習・レクリエーションを楽しめる拠点として、施設の充実を図るとともに、アクセス道路の整備等を進めます。また、観光・交流ゾーンに位置する桜公園や遊RUNパーク玉穂等の施設とも連携を強化し、施設の有効活用を図ります。

⑤ 印野地域

地域西部の樹林地においては、生態系の保全や防災機能などの多面的な役割を持つことから、その豊かな自然環境の維持・保全を図ります。

県道五本地御殿場線沿道を中心とする既存集落地は、周辺の農業の生産環境と調和の取れた農住空間の形成を図ります。市役所印野支所を中心に広がる既存集落地は地域拠点に位置づけ、自然環境や農業環境と調和した生活環境の形成を図ります。また、地区計画制度、優良田園住宅制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用

を推進します。

団地間連絡道路（東富士パークウェイ）沿道に立地する観光・交流・レクリエーション拠点である富士山樹空の森、御胎内温泉健康センター、パークゴルフ場などを擁する御殿場リゾート富士の郷や新たに開館する富士山木のおもちゃ美術館は、施設相互の連携を強化し、滞留性の向上を図ります。

また、富士山への登山者や、富士山樹空の森や御胎内温泉をはじめとする大規模集客施設に来訪する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

⑥ 高根地域

県道沼津小山線、（都）東部幹線の東側、国道 246 号西側に広がる農用地は、本市の穀倉地帯として生産環境の保全を図ります。

地域内に点在する湧き水、清涼な竜良川などにおいては、生物の生息・生育に適した水辺環境の保全と自然に親しめる環境づくりを行います。

地域拠点である市役所高根支所を中心とする既存集落地においては、生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実を図り、自然環境や農業環境と調和した生活環境の形成を図ります。また、地区計画制度、優良田園住宅制度などの活用、開発許可制度の適切な運用を図り、地域活力の維持・向上に努めます。

新東名高速道路新御殿場インターチェンジ周辺や水土野インターチェンジ周辺、団地間連絡道路（東富士パークウェイ）の沿道は観光・交流ゾーンに位置づけ、沿道利用サービスの向上を図りつつ、地域西部に広がる豊かな富士山麓の森林環境の保全を第一とするとともに、人々が集い豊かな自然を体験することのできる憩いの場の充実・活用を図ります。また、道路周辺の自然環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図ります。

⑦ その他の地域

東富士演習場は、国家的見地から設置されており、その歴史的背景と現在の状況から富士山の裾野に今後なお長期間にわたって存続するものと考えます。

自然豊かな富士山や箱根外輪山には、比較的人の手が入っていない貴重な自然環境が残っており、積極的な自然環境の保全に努めます。利用に当たっては自然活用型のレクリエーションなどに限るものとします。また、まちの借景としての活用にも努めます。

第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策を実施します。

(2) 土地利用に関する法律などの適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など）の適正な運用を図るとともに、御殿場市環境基本条例、御殿場市土地利用事業指導要綱などに基づく指導を徹底し、総合的で計画的な土地利用の確保と地価の安定に努めます。

(3) 地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を図るため、道路、公園をはじめとした都市基盤の整備、公共公益施設の適正配置を進めます。特に、市街化調整区域の整備に際しては、地区計画などの導入についても検討します。

また、農業、林業の活性化を図るため、ほ場整備や農林道整備をはじめとした生産基盤の整備に努めます。

(4) 環境の保全と美しい国土の形成

本市の美しい国土を形成している富士山、箱根外輪山山稜部の森林については、自然環境の保全に取り組むとともに、景観計画や御殿場市総合景観条例の運用により、美しい景観の形成を図ります。

交通量の多い幹線道路沿道や工場集積地には、良好な生活環境の保全を図るため、緩衝緑地の設置を進めます。また、市街地及びその周辺部においては、用途の混在解消や計画的な土地利用、緑地の確保に努めます。

文化財は、積極的に保護します。またこれらの資源をまちづくりのなかで有効に活用していきます。

河川などの水辺地では、周辺部の緑地と一体となった水辺環境の保全を図ります。また、公共下水道や污水处理施設の整備により、水質の保全に努めます。

(5) 国土の保全と安全性の確保

国土の保全と安全性の確保を図るため、森林、農地の保全による水循環の管理、土砂災害防止対策などを進めます。

富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などに備え、災害に強い安全な土地利用への誘導を図ります。特に地盤が軟弱な地域や液状化の発生の可能性が高い地域及び土砂災害警戒区域等については、災害の防止に十分配慮します。また、富士山についても、活火山である

という認識を市民が持つことができるように、ハザードマップなどにより、その周知を図ります。

市街地においては、都市防災に配慮した土地利用への誘導や都市基盤整備、オープンスペースの確保などを進めるとともに、宅地開発などの際には調整池の設置など適切な雨水流出抑制策を講じるよう指導します。

（６）土地利用転換の適正化

農用地の利用転換を行う場合は、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域景観などに及ぼす影響などに留意し、周辺の土地利用との調整を図ります。その際には、優良農用地が確保されるよう配慮します。

森林の利用転換を図る場合は、災害発生、環境悪化などの公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

大規模な土地利用の転換については、地域に与える自然的・社会的影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、住民の意向を踏まえつつ、事前の調査を行うなど、土地利用の内容を十分審査するとともに、適切な誘導を図ります。

（７）土地の有効利用の促進

① 農用地

農用地については、御殿場市農業振興地域整備計画や御殿場市地域計画などに基づき、ほ場整備などの農業基盤整備を計画的に進め、優良農地を確保するとともに多様な担い手への農地集積・集約化を図ります。また、市民農園やオーナー制度の活用、グリーンツーリズムなどの農業体験により本市ならではの魅力ある農業を広く発信します。

② 森林

森林については、御殿場市森林整備計画に基づき木材生産などの経済的機能や水源かん養、土砂災害防止、生物多様性の保全、CO2 吸収源等の国土保全機能の増進を図るとともに、自然との触れ合いの場、教育の場の構築など多面的な利用を促進するため、従来通りの森林整備にとどまらず、多様な森林の造成・管理や利用施設などの整備を進めます。

③ 河川・水路・水面

河川、水路などについては、治水及び利水などの機能発揮に留意しつつ、動植物の保護など自然環境の保全に努め、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人との触れ合いの場の形成を図り、多目的の利用を進めます。

④ 原野

原野は、周辺土地利用と調整しながら、災害の防止、自然環境の保全に配慮しつつ、有効利用を推進します。

⑤ 道路

道路については、緑化や歩道の整備、街並み整備などを進め、道路空間の有効利用を図ります。また、新東名高速道路の整備に伴う新たな幹線道路の整備を促進するとともに、利便性の高い道路網の整備に努めます。

⑥ 宅地

宅地は、長期的な需要に基づく計画的な供給を図りつつ、住宅・工業・商業施設の適正な配置を行い、良好な環境の確保、それぞれの機能の強化を図ります。

また市街地内に残る未利用地などの有効利用を検討します。

⑦ その他

防衛施設については国家的見地から設置されているものであり、引き続き、市民生活への障害の防止に努めていきます。

公用・公共用地については、地域の均衡に配慮しながら、環境保全と体系的配置に留意し、必要な整備を進めます。

(8) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

まちづくりを円滑に進めるため、地籍調査事業を推進するとともに、土地利用に関する基礎的な調査を行い、国土の的確な実態把握に努めます。また、地理情報システムの基盤整備を進め土地に関するデータを集積し、その総合的な利用を図ります。

市民の国土に関する知識や意識が高まるよう促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

第四次御殿場市国土利用計画

御殿場市 企画戦略部 企画課

TEL:0550-82-4421

FAX:0550-84-1661

E-Mail:kikaku@city.gotemba.lg.jp
